

平成22年8月23日

相楽郡広域事務組合  
代表理事 木村 要 様

山城南医療圏における  
休日急病診療所設置検討会  
委員長 澤田 和 郊

山城南医療圏における休日急病診療所設置について（答申）

平成22年2月23日付け2相広発第30号で諮問のあった標記のこと  
について、本検討会の意見を次のとおりまとめましたので答申します。

記

別紙、答申書のとおり



## 答 申 書

本検討会は、相楽郡広域事務組合代表理事から諮問があった「山城南医療圏における休日急病診療所設置」について、過去の経過や資料の分析及び関係者へのヒアリング等に基づき慎重に審議を行った結果を踏まえ、次のとおり答申します。

### 1 検討会の開催経過

本検討会は、次の日程で会議及び調査を行いました。

日 時 等		審 議 等 内 容
第 1 回	2月23日(火)	・設置要綱、委員長、副委員長の選出 ・代表理事からの諮問 ・今後の活動計画
近隣自治体の調査	4月13日(火) ~21日(水)	・京田辺市、八幡市、城陽市、宇治市、乙訓地域、生駒市、葛城地区(7団体)
第 2 回	4月28日(水)	・設置に係る今日までの経過、近隣自治体調査結果報告 ・近隣自治体調査結果を踏まえた今後の進め方
第 3 回	5月19日(水)	・設置に係る論点整理 市町村設置方式で財政シミュレーションを行うことで決定
第 4 回	7月2日(金)	・財政シミュレーションの検討 ・候補地の検討 ・今後のスケジュール
第 5 回	7月23日(金)	・候補地の選定 ・答申文(案)の作成
第 6 回	8月19日(木)	・答申文の決定
	8月23日(月)	・理事会へ答申

## 2 山城南医療圏における休日急病診療所に関する協議経過について

相楽圏域(1市3町1村)は、京都府内6医療圏のうち山城南医療圏にあたりますが、歴史的にも地理的にも他府県との繋がりが強く、従前から他医療圏域の医療機関が利用されてきました。

圏内の救急医療体制は、公立山城病院(以下「山城病院」という。)、精華町国民健康保険病院(以下「精華病院」という。)、医療法人社団医聖会学研都市病院(以下「学研都市病院」という。)の3病院が救急告示病院としてその役割を担っています。

小児救急医療体制の整備については、平成16年頃から京都府山城南保健所(以下「保健所」という。)(社)相楽医師会(以下「医師会」という。)、山城病院で協議がなされてきましたが、実現に至らず、平成17年度までは山城病院に依存してきました。

平成18年度に山城南医療圏における初期及び二次小児救急医療体制の整備に向けて、保健所、山城病院、精華病院、学研都市病院、医師会、7か町村の構成により協議会を設置して検討しましたが、病院拠点方式、在宅医輪番制での実施については、いずれも問題が多く、実施が困難とされました。

一方、京都府は木津川市及び精華町における人口増加に伴い二次小児救急医療の実施を重点施策に位置付け、事業を推進するための財政支援を行うこととなり、平成18年5月から土曜日は学研都市病院で、日曜日・祝日は山城病院で行うこととなりました。一次救急については、引き続き検討することになり現在に至っています。

また、平成20年度にまとめられた「公立山城病院の今後のあり方について」(公立山城病院のあり方検討委員会)において、救急医療体制に関し、次の事項が指摘されています。

『相楽中部消防、精華町消防から当院への搬送は年々減少しており、域外依存が高まっている。』

『特に脳疾患、心疾患など発症後早期の治療が必要な疾患への対応が必要であり、重度救急患者の受け入れ能力の強化が求められる。』

『相楽医師会や地域診療所と協力して、軽症者の外来診療は地域の診療所で対応する体制を地域全体として確立することが必要である。』

このような中、本医療圏における休日の医療体制(一次)が構築されていないことが、昨年新型インフルエンザの流行により顕在化しました。

以上の経過を踏まえ、平成21年11月、保健所より相楽郡広域事務組合理事会に、一次救急として休日急病診療所の設置の要請があり、代表理事(精華町長)から構成市町村の担当職員で組織する本検討会に「山城南医療圏における休日急病診療所の設置について」諮問(平成22年2月23日付け)がなされました。

諮問の内容については、次のとおりであります。

『休日急病診療所については、かねてより住民の強い要望があり、必要性が高かったものの、実施主体や開設場所の問題及び運営経費等の課題があり実現には至っていなかったが、昨年夏の新型インフルエンザの発生により早急な実施が求められていることから、場所は既存の公共施設を活用すること、利便性を考慮しJR木津駅周辺とすること、医師会や病院との連絡調整を十分に行った内容の運営計画とすることを踏まえ検討すること。』

### 3 山城南医療圏の現状

山城南医療圏の人口は、平成22年4月1日現在、116,010人。面積は263.43km<sup>2</sup>、京都府全体の面積の5.7%を占め、南西から北東の方向に長くのび東西は約28km、南北は中央で約10kmの東西に細長い圏域であります。

本医療圏における医療体制は、山城病院、精華病院、学研都市病院の3病院と89診療所に支えられています。

本医療圏での救急告示病院の人口10万人当たりの施設数は、府内最低の水準にあり、救急搬送患者は、他医療圏への依存度が高まっています。また、救急搬送患者のうち入院者が占める割合は極めて少ない現状にあります。

平成18年5月から開始した山城病院と学研都市病院の輪番制による小児救急医療（二次医療）の平成20年度における利用状況は、山城病院では、受診者数3,013人、学研都市病院では、1,371人となっており、1日あたりの患者数をみると、山城病院では41.8人、学研都市病院では26.4人となっています。そのうち、入院者は山城病院では、6.9%、学研都市病院では、3.4%と極めて少なく、これらは、本来、入院を目的とした急性期病院（二次救急）であるにも関わらず、軽症者に対する体制（一次救急）が整備されていないために生じている現象であり、重度救急患者の受入能力を強化するためにも、一次救急医療体制の整備体制が求められています。

### 4 検討結果として本検討会が確認した点

山城南医療圏における休日急病診療所の設置に関して、次の各事項について検討を重ね、本検討会としての意見をまとめました。

なお、諮問に記載されていましたが、「住民の強い要望」とのことから、今回、住民に対しての実態調査等を行わずに、この要望があることを前提に検討してきたことを付記します。

#### 設置主体について

休日急病診療所は、昭和50年代に国が保健センター構想を出した時期

に休日急病診療所を併設した自治体が多くありましたが、本医療圏は小さな自治体が多く、単独での設置が困難でありました。

本検討会では、「山城病院や医師会との調整など医療圏の全体に関わる課題もあるので、広域行政として定着している相楽郡広域事務組合が主体となることが望ましい。」との意見が大半を占め、設置主体は相楽郡広域事務組合とすることを確認しました。

#### 設置場所について

諮問の条件である「利便性の高い」R木津駅周辺にある多額の改修費用をかけずに使用が可能となる公共施設」を中心に次の6か所を選定し、面積、部屋数、初期改修費、駐車場などを調査しました。

なお、休日急病診療所としての施設の最低条件は、調査実施団体への視察結果等からも待合所、診察室（1診、2診）、処置室（ベッド数2）、薬剤室及び事務室が必要で、総面積は120～150㎡となります。

山城南保健所、木津保健センター、加茂保健センター、木津商工会館、ガーデンモール木津川及び相楽会館の6施設についての設置の可能性について検討するとともに、「A - 可能である。B - どちらかという望ましくない。C - 困難である。」との評価を行いました。また、平成17、18年度に構成町村の担当課長等で構成される「相楽会館の今後のあり方検討会」にてまとめられた、相楽会館の利活用の方向性も踏まえ、条件付きではありますが、Aと評価しました相楽会館での設置が望ましいと確認しました。

なお、相楽会館で設置の場合は、現在の事務所を区切って広域事務組合の事務所と薬剤室に、読書室を待合所に、小ホールを診察室（1診・2診・手洗い）に、相談室を処置室（ベッド2）に改修することが望ましいと考えます。

また、このことにより会館入口のバリアフリー化、多目的トイレの新設、会議室などへの改修も必要になってきます。

#### 運営方法について

過去の検討経過等からも、病院拠点方式や在宅医輪番制は既に実現が困難とされているため、医師会及び京都府薬剤師会相楽支部（以下「薬剤師会」という。）に委託することになります。これは他の多くの自治体で取り組まれている方法であります。

薬の処方では、経費節減のため当初は、山城病院周辺の4薬局の輪番による院外処方を選択肢の1つと考えていましたが、休日急病診療所における薬は1日分しか処方しないことから、住民の利便性を考慮し院内処方とすることを確認しました。

また、調査実施団体では、「病気の者を薬をもらうために更に移動させることは診療所としては適切ではない」、「薬に関するトラブルがかなり多い。」等の理由で、すべて院内処方でありました。

これらから、委託の方法については、医師会、薬剤師会と十分に調整する必要があることで確認しました。

#### 診療科目等について

診療科目は、部屋数、機材投入、調査実施団体等の状況を踏まえ、内科と小児科が望ましい、また、開設日は毎日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすることを確認しました。

なお、歯科については、京都市や奈良市など政令市や中核市など大きな自治体で取り組まれています。本医療圏においても日曜日・祝日に診察する医院もあり、現段階での実施の必要性は高いものではないと考えられます。

#### 受診者の見込みについて

受診者数については、山城病院の実績から推計すると、年間1,415人の利用が見込まれますが、本検討会としては、利用者への休日急病診療所の新規開設情報の浸透等に時間を要すると考えられることから、当初の利用者数をその約半分の年間707人の利用があると見込むことで確認しました。

#### 運営の見通しについて

本医療圏における休日急病診療所を設置する場合の財政シミュレーションとして、一定の条件を付けて試算することで確認した内容が次のとおりであります。

運営経費の中で大きなウエイトを占めるのは医師及び薬剤師の報酬です。この報酬の額に関連する診察時間の設定や「運営方法について」で記載しています。運営方法等について、医師会及び薬剤師会に対し共同で取り組む立場を確認しながら理解、協力を得て進める必要があります。

また、看護師・事務職員等報酬、薬剤費、レセプトコンピューター借上料等の事務費についても、調査実施団体の例から妥当な金額を設定する必要があります。

このような条件の中、歳出については、医師報酬等が安価な調査実施団体のケースと、高額な調査実施団体のケースを、歳入については、通常の診療報酬収入と「地域連携小児夜間・休日診療加算に係る届出」制度が採用された場合について、それぞれシミュレーションをしました。本検討会としては、歳出については最大に、歳入については最小に経費を見積る厳

しい財政収支の見通しを立てました。

歳出

医師等の報酬額、薬剤費、事務費等 20,331,600 円

歳入

診療報酬収入 5,544,294 円

(1人あたり平均診療報酬額 7,842 円 × 受診者数 707 人)

収支差額(市町村分担金)

歳出額	歳入額	収支差額
20,331,600 円	5,544,294 円	14,787,306 円

なお、分担金総額(赤字額)は、相楽郡広域事務組合運営に係る共通経費のうち休日急病診療所運営に係る按分率を乗じて算出した額が加算されます。

また、各市町村の分担金算出方法については、別途協議する必要があることで確認しました。

## 5 結論

以上、本医療圏における休日急病診療所の設置については、過去の経過や諸課題を整理し、実施主体、設置場所、運営の将来予測など総合的に検討した結果、住民福祉の向上、安心・安全の確保という観点等からも有効な施策であると考えます。

しかし、運営方法については、医師会や薬剤師会の理解と協力を得ながら、最小の経費で最大の効果が期待できる運営体制の構築が必要であり、調査実施団体の休日急病診療所は額の多少はあるものの、すべて赤字運営のため収支を黒字にすることは極めて困難な状況であります。市町村財政が大変厳しい状況の中、投資効果を高めるには、一次救急に対する住民の理解、さらには医師会や薬剤師会の理解と協力が不可欠であると考えます。

また、受診者数の動向により診療報酬収入の減少による一般財源の負担増につながることや、今後の休日急病診療所に対する住民ニーズの増大(診察時間の延長等)への対応も視野に入れながら、総合的な判断が求められます。

さらに、これらの相楽会館の改修経費や初度備品についての補助制度は無い状況であります。これら改修についての経費並びに備品購入等の初期投資



費用は、財政支出を最小限にとどめるため、京都府市町村未来づくり交付金や「ふるさと市町村圏振興事業基金」の剰余金（約 10,000 千円）の活用についても検討する必要があります。

加えて、「ふるさと市町村圏振興事業基金」（7 億円）を本事業に活用することについても財源確保の一つとして、構成市町村間での協議を合わせて提案します。